

令和3年度採用 山梨県公立学校教員選考検査実施要項

山梨県教育委員会

1 目的

この検査実施要項は、令和3年度に採用する山梨県の県立学校教員及び公立小・中学校教員の選考検査実施について定めたものである。

2 求める教師像

本県では、次のような教師を求めている。

- 豊かな人間性と幅広い視野を持った教師
- 教育に対する情熱と使命感がある教師
- 幅広い教養と専門的な知識・技能を持った教師
- 生涯にわたって主体的に学び続ける教師

3 本年度の変更点

- (1) 補欠合格者制度の新設（13 検査結果及び採用）小学校・中学校対象
補欠合格者は、名簿登載期間に採用辞退及び教員の欠員が生じた場合に順次採用される。
- (2) 対象年齢の拡大（4 受検資格(3)）全校種対象
昭和36年4月2日以降に出生した者まで対象年齢を引き上げる。
- (3) 検査内容の変更（12 検査日程・会場等）小学校・特別支援学校小学部対象
小学校及び特別支援学校小学部の体育実技と音楽実技の内容を削減する。（水泳・新曲視唱の削除）
- (4) 特別選考の対象者規定の変更（7 特別選考 D 教職経験者を対象とした特別選考 D 1）全校種対象
平成27年4月1日以降、山梨県の公立学校の小・中・高・特別支援学校の臨時的任用教職員（期間採用教員・任期付教員・代替教員）として、令和2年5月31日現在で通算2年以上の勤務経験がある者とする。
- (5) 特別選考の新設①（7 特別選考 D 教職経験者を対象とした特別選考 D 2）小学校・中学校・特別支援学校対象
期間採用教員・任期付教員・代替教員のうち、勤務経験通算10年以上で、現任校学校長からの推薦を受けた者のうち推薦書及び小論文による選考を通過した者は、一次検査を免除する。
- (6) 特別選考の新設②（7 特別選考 D 教職経験者を対象とした特別選考 D 3）小学校・中学校・特別支援学校対象
過去に正規教員であり、子育てや介護等のために退職した者のうち一定の条件を満たす者を対象に一次検査の一部を免除する。
- (7) 大学推薦の拡大（8 大学推薦）小学校・特別支援学校小学部対象
山梨大学教職大学院（専修免許取得の見込み者）・帝京科学大学を対象とした大学推薦を新設・追加する。

4 受検資格

次の各号のすべてに該当する者であること。

- (1) 地方公務員法第16条（欠格条項）及び学校教育法第9条（校長・教員の欠格事由）に該当しない者
- (2) 志望する校種、教科に相当する教諭の免許状もしくは養護教諭、栄養教諭の免許状を有する者、又は令和3年3月31日までに取得見込の者
特別支援学校の場合は、上記以外に、特別支援学校教諭普通免許状を有する者、又は令和3年3月31日までに取得見込の者
ただし、「7 特別選考 E 社会人特別選考」対象者を除く。
- (3) 昭和36年4月2日以降に出生した者

5 募集区分・教科・科目及び採用予定数

校種等	教科及び科目	採用予定数	
小学校		160名程度	
中学校	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、英語	60名程度	
高等学校	国語、地歴(世界史、日本史、地理)、公民(政経)、数学、理科(物理)、保健体育、家庭、農業(農業土木)、工業(機械、電子、建築、土木)、商業、英語、情報	25名程度	
特別支援学校	小学部	32名程度	
	中学部		中学校と同一教科及び科目
	高等部		高等学校と同一教科及び科目、ただし、農業(農業土木)、工業(機械、電子、建築、土木)、商業を除く。
養護教諭		16名程度	
栄養教諭	令和3年度採用予定なし	0名	

- (注) ・ 日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用する。
・ 採用見込数は変更することがある。

- ・ 高等学校家庭については、「福祉」の免許状を有することが望ましい。又は令和3年3月31日までに取得見込であることが望ましい。
- ・ 2以上の校種及び教科（科目）を併願することはできない。
ただし、小学校の志願者で、小学校教諭普通免許状及び中学校教諭普通免許状を有する者（取得見込）は、中学校を第二志望とすることができる。
また、中学校の志願者で、中学校教諭普通免許状及び小学校教諭普通免許状を有する者（取得見込）は、小学校を第二志望とすることができる。
- ・ 平成19年3月31日までに、盲・ろう・養護学校いずれかの教諭の免許状を有している者は、特別支援学校教諭普通免許状を有しているものとみなす。

6 選考区分

- (1) 選考は、一般選考、特別選考及び大学推薦の区分により実施する。一般選考は、特別選考及び大学推薦以外のものとする。
- (2) 特別選考及び大学推薦の対象者は、一般選考と併願することはできない。
- (3) 特別選考は、次の「7 特別選考 A～E」に該当する者を対象とし、いずれか一つに出願するものとする。
- (4) 特別選考に出願した者が、その対象者とならなかった場合は、一般選考の受検者とする。ただし、「E 社会人特別選考」において、該当の免許状を有しない場合は、受検資格を失う。

7 特別選考

項 目	募集校種・職種・教科及び対象者
A 障害のある者を対象とした特別選考	<ol style="list-style-type: none"> (1) 募集校種・職種 全ての校種・職種 (2) 対象者 「4 受検資格」を満たし、障害者手帳の交付を受けその程度が1級から6級までの者 (3) 特別選考の受検者 特別選考の受検者と認める者には、受検票を送付する際に通知する。 特別選考の受検者は、障害の状態に応じて、例えば検査時間の延長等に配慮した上で選考する。 選考検査の実施にあたって、配慮を必要とする場合は、その旨を志願書の該当欄に具体的に記入する。
B グローバル人材特別選考 (国際貢献活動経験者特別選考)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 募集校種 小学校 (2) 対象者 「4 受検資格」を満たし、さらに次の要件を満たす者 平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間に独立行政法人国際協力機構法の規定に基づく派遣(青年海外協力隊、日系社会青年海外協力隊)で学校での教育ボランティアとして、海外に2年以上派遣された経験を有する者 (3) 特別選考の受検者 特別選考の受検者と認める者には、受検票を送付する際に通知する。 特別選考の受検者は、第一次検査において加点をする。
C スポーツ実績による特別選考	<ol style="list-style-type: none"> (1) 募集校種・教科 中学校・高等学校の保健体育 (2) 対象者 「4 受検資格」を満たし、次の①又は②の実績を有する者 ① 世界大会レベルのスポーツの競技会に日本代表として出場した者 世界大会レベルのスポーツの競技会とは、オリンピック、アジア大会、世界選手権大会等、競技的内容をもつ大会とする。 ② 全国的な規模の大会で特に優秀な成績を収めた者 全国的な規模の大会で特に優秀な成績を収めた者とは、文部科学省、(公財)日本スポーツ協会又はその加盟団体の主催する全国的規模を有する大会で、優勝もしくはそれに準ずる成績を収めた者。ただし、高校生以下を対象とした大会は除く。 (3) 特別選考の受検者 特別選考の受検者と認める者には、受検票を送付する際に通知する。 特別選考の受検者は、第一次検査において、保健体育の「専門教養検査」を免除する。
D 教職経験者を対象とした特別選考 ①D1	<ol style="list-style-type: none"> (1) 募集校種・職種 全ての校種・職種 (2) 対象者 「4 受検資格」を満たし、次の①～③のいずれかの経験を有する者 ① 過去において山梨県又は他の都道府県・政令指定都市の公立の小・中・高・特別支援学校(特殊教育諸学校)の教諭もしくは養護教諭・栄養教諭として3年以上(休職・育児休業等の期間を除く)正規教員として勤務した経験を有する者 ② 現に山梨県又は他の都道府県・政令指定都市の公立の小・中・高・特別支援学校の教諭もしくは養護教諭・栄養教諭として正規教員の職にある者 ③ 平成27年4月1日以降、山梨県の公立学校の小・中・高・特別支援学校の臨時的任用教職員(期間採用教員・代替教員)・任期付教員として、令和2年5月31日現在で通算2年以上の勤務経験がある者 期間の計算にあつては、358日以上を1年とする。 (3) 特別選考の受検者 特別選考(D1)の受検者と認める者には、受検票を送付する際に通知する。 特別選考(D1)の受検者は、第一次検査において「一般・教職教養検査」を免除する。

②D2	<p>(1) 募集校種・職種 小学校・中学校・特別支援学校</p> <p>(2) 対象者 現在、期間採用・任期付教員・代替教員として任用され、勤務経験通算10年以上かつ、現任校の学校長からの推薦を受けた者のうち、推薦書及び小論文による選考を通過した者は、第一次検査を免除する。推薦書並びに小論文は、義務教育課ホームページより所定の様式をダウンロードして、志願書と共に提出すること。</p> <p>(3) 特別選考の受検者 D2の受検者と認められなかった場合は、D1もしくは一般選考として受検することができる。D1を希望する場合は志願書の選考区分欄の下段に○をつけること。 特別選考(D1・D2)の受検者と認める者には、受検票を送付する際に通知する。 特別選考(D2)の受検者は、「一次検査」を免除する。</p>
③D3	<p>(1) 募集校種・職種 小学校・中学校・特別支援学校</p> <p>(2) 対象者 過去において山梨県又は他の都道府県・政令指定都市の公立の小・中・高・特別支援学校の正規教員として勤務経験を有し、子育てや介護等のために退職した者。</p> <p>(3) 特別選考の受検者 特別選考(D3)の受検者と認める者には、受検票を送付する際に通知する。 特別選考(D3)の受検者は、第一次検査において「一般・教職教養検査」を免除する。</p>
E 社会人特別選考	<p>(1) 募集校種・教科 高等学校 農業(農業土木)、工業(機械、電子、建築、土木)</p> <p>(2) 対象者 「4 受検資格」の(1)の要件を満たし、さらに次の要件を満たす者</p> <p>① 教育職員免許法第5条第1項各号のいずれにも該当しない者</p> <p>② 大学を卒業している者</p> <p>③ 受検しようとする教科に関する専門分野の勤務経験(学校・教育施設・企業等の正規職員)が3年以上ある者(教員免許状はなくても可)</p> <p>④ 免許状を有しない場合は、特別免許状(注)の授与条件を満たす者</p> <p>(3) 特別選考の受検者 特別選考の受検者と認める者には、受検票を送付する際に通知する。 特別選考の受検者は、第一次検査において「一般・教職教養検査」を免除する。</p>

※なお、特別選考のそれぞれの採用見込数は、5の採用見込数に含めるものとする。

(注) 特別免許状について

特別免許状は、都道府県教育委員会が実施する教育職員検定に合格した者に対して授与され、その都道府県内においてのみ効力を有する。教育職員検定の実施については、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第4項において、次のように規定されている。

(教育職員免許法 第5条第4項)

前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。

- (1) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
- (2) 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

これらの授与条件を満たす者が特別選考によって採用内定した場合に、教育職員検定の実施に必要な任命権者としての推薦を行う。ただし、令和3年3月31日までに特別免許状を取得できない場合は、採用内定を取り消すことになる。

8 大学推薦

(1) 募集校種

小学校 特別支援学校 小学部

(2) 対象者

山梨県内で、推薦の対象となる校種の一種免許状又は専修免許状が取得できる大学、大学院、教職大学院、専攻科を設置している短期大学のうち、山梨県教育委員会が指定する山梨大学、都留文科大学、山梨県立大学、山梨学院短期大学、帝京科学大学において、山梨県公立小学校及び山梨県立特別支援学校小学部の教員を第一希望とし、次の①～③までの全ての要件を満たす者のうち、大学等が推薦する者

- ① 令和2年度に大学等を卒業(修了)見込みの者
- ② 小学校教諭一種又は専修免許状所有者、又は令和3年3月31日までに当該免許を確実に取得できる見込みの者
- ③ 昭和36年4月2日以降に出生した者

(3) 大学推薦の受検者

大学推薦の受検者と認める者には、受検票を送付する際に通知する。

大学推薦の受検者は、第一次検査において「一般・教職教養検査」を免除する。

9 加点制度

下記に該当する者を対象に、第一次検査の合計点に10点を上限として加点する。加点を希望する場合は、「加点申請書」及び必要な免許状、資格を証明する書類を出願時に提出すること。

※提出書類は、令和2年6月3日付までを有効とする。

◆加点点要件 ※複数教科の免許について、外国語は「英語」のみとする。

校種等	申請区分	資 格 等	加 点
小 学 校	小①	中学校教諭普通免許状を有する者(取得見込)	5点
	小②	B グローバル人材特別選考(国際貢献活動経験者特別選考)受検者	5点
	小③-1	英語に関する資格(英検準1級)等を有する者(取得済みであること)	5点
	小③-2	英語に関する資格(英検2級)等を有する者(取得済みであること)	2点
	小④	特別支援学校教諭普通免許状を有する者(取得見込)	5点
中 学 校	中①	複数教科の中学校教諭普通免許状を有する者(取得見込)	5点
	中②	小学校教諭普通免許状を有する者(取得見込)	5点
	中③	英語に関する資格(英検1級)等を有する者(取得済みであること)	5点
	中④	特別支援学校教諭普通免許状を有する者(取得見込)	5点
高等学校	高①	複数教科の高等学校教諭普通免許状を有する者(取得見込)	5点
	高②	受検する科目に関する専門分野の資格を有する者(農業, 工業, 商業に関する科目の受検者を対象とする)	5点
	高③	英語に関する資格(英検1級)等を有する者(取得済みであること)	5点
	高④	特別支援学校教諭普通免許状を有する者(取得見込)	5点
特別支援学校	特①	複数の障害種の特別支援学校教諭普通免許状を有する者(取得見込) ※「視覚」と「知」「肢」「病」又は、「聴覚」と「知」「肢」「病」の組合せを可とする	5点
	特②	小学校教諭普通免許状及び中学校教諭普通免許状を有する者(取得見込)又は、 小学校教諭普通免許状及び高等学校教諭普通免許状を有する者(取得見込)	5点
	特③	幼稚園教諭普通免許状を有する者(取得見込)	5点
養護教諭	養①	看護師免許証を有する者(申請中)	5点
全校種 (養教を除く)	全①	司書教諭の資格を有する者(申請中又は取得見込)	5点

※当該免許状(証)取得見込者のうち、令和3年4月1日までに当該免許状を取得できなかった場合は、採用候補者であっても採用を取り消す場合がある。

◆英語に関する資格等(申請区分 小③-1, 小③-2, 中③, 高③)

資 格 等	「小③-1」	「小③-2」	「中③」	「高③」	留 意 点
実用英語技能検定 (公財)日本英語検定協会)	準1級以上	2級	1級	1級	平成30年7月以降の得点に限る。
TOEFL(国際教育交換協議会) インターネット方式(iBT)	80点以上	61点以上	100点以上	100点以上	
TOEIC (財)国際ビジネスコミュニケーション協会)	740点以上	550点以上	870点以上	870点以上	
加 点	5点	2点	5点	5点	

※上記の英語に関する資格等を複数有している場合も、加点の上限は「小③-1」、「中③」、「高③」は5点、「小③-2」は2点とする。「小③-1」、「小③-2」の両方の資格を有する者は、「小③-1」のみ申請可とする。

◆受検する科目に関する専門分野の資格等(申請区分 高②)

樹木医, 普及指導員, 技能士1級, 1級建築士, 第2種電気主任技術者, 応用情報技術者試験, 日商簿記1級, 又は、これらと同等以上の資格を有する者。ただし、申請可能な資格は一つとする。

10 出願手続

(1) 出願に必要な書類

(一般選考・特別選考・大学推薦受検希望者に共通)

- ア 志願書(山梨県教育委員会所定のもの)…………… 1通
志願書に貼る写真は、検査日前3か月以内に撮影した、縦4.5cm、横3.5cmの上半身、正面、脱帽のもの(2枚)
- イ 自己紹介書(山梨県教育委員会所定のもの 様式1)…………… 1通
- ウ 受検票送付用封筒角形2号(縦33.2cm、横24.0cm)…………… 1通
本人の宛先、郵便番号記入のうえ、120円切手を貼り、封筒の表左下に校種等、教科(科目)を記入したもの
- エ 第一次検査結果通知用封筒角形2号(縦33.2cm、横24.0cm)…………… 1通
本人の宛先、郵便番号記入のうえ、120円切手を貼り、封筒の表左下に校種等、教科(科目)を記入したもの

(特別選考受検希望者)

上記のア～エに加え、次の書類を提出する。(写しはA4用紙に拡大・縮小する。)

- ◇A 障害のある者を対象とした特別選考受検希望者
障害者手帳の写し(氏名等が記載されている見開きのページ全部)
- ◇B グローバル人材特別選考(国際貢献活動経験者特別選考)受検希望者
派遣の実績が確認できる書類(在職証明書等)
- ◇C スポーツ実績による特別選考受検希望者
実績を証明する書類(賞状等)の写し(第二次検査日に、証明する書類(賞状等)の
原本(実物)を提出)
- ◇D 教職経験者を対象とした特別選考受検希望者 (D1・D2・D3)
在職経歴書(山梨県教育委員会所定のもの 様式2) 1通
また、山梨県外で正規教員又は山梨県内の市立高等学校で正規、臨時的任用を問わず
勤務をしたことのある者及び現に勤務している者は、任命権者の教育委員会発行の履歴
証明書(1通)を併せて提出
***D2を希望する者は、学校長の推薦書(厳封)と小論文を志願書と共に郵送すること。**
- ◇E 社会人特別選考受検希望者
受検する教科に関する実務経歴証明書 1通
書式の指定はないが、氏名、勤務先、所在地、代表者名・印、職名、担当名、雇用形
態、雇用期間、職務内容が記されたもの
受検する教科に関する専門分野の資格証明書等がある場合はその写し 1通

(大学推薦受検希望者)

前ページのア～エに加え、次の書類を提出する。

なお、書類の提出方法等については、別途定める「山梨県公立学校教員選考検査 大学等推薦実施要項」を参照すること。

- 推薦書(山梨県教育委員会所定のもの) 1通
- 成績証明書(各大学の様式によるもの) 1通

(加点希望者)

加点を希望する者は、次の書類を提出すること。なお、必要な書類が期日までに提出できない場合は、加点できないので注意すること。

※提出書類は、令和2年6月3日付までを有効とする。

【申請区分】

- ◇小① 「加点申請書」及び中学校教諭普通免許状の写し(取得見込の者は取得見込証明書)
- ◇小② 「加点申請書」
- ◇小③-1・小③-2・中③・高③
「加点申請書」及び資格を証明する書類(主催団体が発行する公式認定書又は合格証明書)の写しを出願時に提出すること。また、第二次検査日に、証明する書類(合格証等)の実物を提出する。
- ◇小④・中④・高④ 「加点申請書」及び特別支援学校教諭普通免許状の写し(取得見込の者は取得見込証明書)
- ◇中① 「加点申請書」及び所有する全ての中学校教諭普通免許状の写し(取得見込の者は取得見込証明書)
- ◇中② 「加点申請書」及び小学校教諭普通免許状の写し(取得見込の者は取得見込証明書)
- ◇高① 「加点申請書」及び所有する全ての高等学校教諭普通免許状の写し(取得見込の者は取得見込証明書)
- ◇高② 「加点申請書」及び所有する資格の写し
- ◇特① 「加点申請書」及び全ての障害種の特別支援学校教諭普通免許状の写し(取得見込の者は取得見込証明書)
- ◇特② 「加点申請書」及び必要な校種の普通免許状の写し(取得見込の者は取得見込証明書)
- ◇特③ 「加点申請書」及び幼稚園教諭普通免許状の写し(取得見込の者は取得見込証明書)
- ◇養① 「加点申請書」及び看護師免許証の写し(申請中の者は看護師国家試験合格証書の写し及び看護師免許証申請書の写し)

◇全①（養護教諭は除く）

「加点申請書」及び次のいずれかの書類。「司書教諭講習修了証書」もしくは「単位修得証明書
または単位修得見込証明書（司書教諭）」もしくは「司書教諭講習修了証書申込書」の写し

(2) 出願書類の提出について

ア 提出方法 出願は全て「書留」による郵送とし、封筒の表に「志願書在中」及び「校種等, 教科（科目）」を朱書すること。

イ 問い合わせ・郵送先 山梨県教育庁義務教育課 〒400-8504 甲府市丸の内一丁目6-1
TEL (代) (055) 237-1111 内線 8217・8219

11 出願期間

郵送により、令和2年6月3日(水)までの消印があるものに限る。

※証明書類も令和2年6月3日(水)付までを有効とする。

12 検査日程・会場等

(1) 第一次検査

令和2年7月12日（日）

	校 種 等	会 場	所 在 地 (電話)
筆 答 検 査	小 学 校 中 学 校 (音楽・美術・保健体育を除く)	山梨県立甲府第一高等学校 (第一会場)	甲府市美咲二丁目13-44 (TEL 055-253-3525)
	特別支援学校 小学部		
	中 学 校 (音楽・美術・保健体育)	山梨県立甲府西高等学校 (第二会場)	甲府市下飯田四丁目1-1 (TEL 055-228-5161)
	高 等 学 校		
	特別支援学校 中学部		
	特別支援学校 高等部		
	養 護 教 諭 栄 養 教 諭		
	実 技 検 査	小 学 校 特別支援学校 小学部	山梨県立甲府第一高等学校 (第一会場)
中 学 校 (音楽・美術・保健体育)			
特別支援学校 中学部 (音楽・美術・保健体育)		山梨県立甲府西高等学校 (第二会場)	甲府市下飯田四丁目1-1 (TEL 055-228-5161)
高 等 学 校 (保健体育)			
特別支援学校 高等部 (保健体育)			

《 検 査 内 容 及 び 日 程 》

時間 校種等	8:30 9:00	9:10 9:20	9:20~10:20	10:20 10:45	10:45 ~ 11:45	11:45 13:05	13:05 ~ 17:00
小 学 校	集合	諸連絡	一般・教職 教養検査	休憩	専門教養検査 (国語, 社会, 算数, 理科, 生活, 音楽, 図工, 家庭, 体育の9教科)	昼食	実 技 検 査 (全員実技検査)
中 学 校					専門教養検査 (出願の際志望した1教科)		実 技 検 査 (音楽, 美術, 保健体育の 受検者のみ)
高等学校					専門教養検査 (出願の際志望した1教科 (科目))		実 技 検 査 (保健体育の受検者のみ)
特別支援 学 校					専門教養検査 ※1 (校種別担当教科と特別 支援教育の専門教養)		実 技 検 査 (小学部全員体育実技) (中学部音楽, 美術, 保健体 育の受検者のみ) (高等部保健体育の受検者のみ)

養護教諭	集合	諸連絡	一般・教職 教養検査	休憩	専門教養検査 (養護教諭の専門教養)	昼食	
栄養教諭					専門教養検査 (栄養教諭の専門教養)		

※1 特別支援学校の専門教養検査時間は、10:45～12:10とする。

〈注 意〉

- 1 検査当日は、受検票、筆記用具（鉛筆、ボールペン、消しゴム）、上履き、昼食（実技検査のある者のみ）、ビニール袋（下履きを入れる）、感染症予防のためのマスクを持参すること。
- 2 小学校・特別支援学校小学部の受検者、中学校・高等学校・特別支援学校中学部及び高等部の保健体育の受検者は、運動用服装、体育館用運動靴を持参すること。また、中学校・高等学校・特別支援学校中学部及び高等部の保健体育の受検者は、水泳着・水泳帽を準備すること。尚、医師から水泳が禁止されている者は証明書を検査当日に提出すること。
- 3 中学校・高等学校・特別支援学校中学部及び高等部の保健体育の実技検査は、男女を問わず柔道、剣道、ダンスの3種目から1種目を選択する。柔道又は剣道を選択する受検者は、それぞれの用具一式を持参すること。
- 4 中学校・特別支援学校中学部の美術の受検者は、鉛筆デッサンに用いる鉛筆（4H～6B程度）、鉛筆を削るためのカッターナイフ、プラスチック消しゴム、練り消しゴム及び水溶性絵の具の用具一式を持参すること。水溶性絵の具は、透明水彩、不透明水彩、アクリル絵の具のうちのいずれかとする。なお、水入れは検査会場に用意されたものを使用してもよい。
- 5 中学校・特別支援学校中学部の音楽の受検者は、アルトリコーダーを持参すること。

(2) 第二次検査

第一次検査通過者について次の検査を実施する。

〔第一回目〕 8月10日(月) 会場 山梨県総合教育センター
(笛吹市御坂町成田1456 TEL055-262-5571)

- ア 適性検査
- イ 小論文
- ウ 実技検査 ・英 語 中学校、高等学校、特別支援学校中学部及び高等部の英語受検者

〔第二回目〕 8月12日(水)～14日(金)のうち、いずれかの日
会場 山梨県立中央高等学校
(甲府市飯田五丁目6-23 TEL055-226-4411)

- ア 個人面接
- イ 集団討議 (模擬的授業を含む)
- ウ 実技検査 ・音 楽 小学校及び特別支援学校小学部の受検者

13 検査結果及び採用

- (1) 第一次検査の結果は、令和2年7月下旬に通知を発送する。また、山梨県の義務教育課ホームページ内にも通過者の受検番号を掲載する。
- (2) 第二次検査の結果は、令和2年9月下旬に通知を発送する。また、山梨県の義務教育課ホームページ内にも通過者の受検番号を掲載する。
- (3) 第一次検査については令和2年8月3日(月)、第二次検査については令和2年9月28日(月)までに結果の通知が届かない場合は、義務教育課に照会すること。
- (4) 採用は採用候補者名簿登載者の中から欠員状況に応じて教諭又は常勤講師として順次内定し、本人に通知する。なお、この名簿は令和3年度末まで有効とする。
- (5) 補欠合格者は、名簿登載期間に採用辞退者が生じたとき及び、次年度4月以降に教員の欠員が生じたときに順次採用する。発表は第二次検査の結果通知による。名簿登載期間は令和2年9月末日から令和4年3月31日までとする。令和3年4月1日より本県の臨時的任用教職員（期間採用）等として勤務することは可能である。また、名簿登載期間に採用がなかった場合、令和3年9月末日において「4 受検資格」を満たしていれば、令和4年度の採用候補者とする。

※採用候補者名簿の登載期間の延長についての特例

教職大学院に進学するため、又は継続して教職大学院修学に在学するために、教職大学院課程修了後の採用を希望する採用候補者名簿登載者は、本人が山梨県教育委員会にその申し出を行い、許可を受けた者に限り、名簿登載期間を1年間延長できるものとする。なお、この申請ができる回数は、教職大学院進学予定者は2回まで、教職大学院1年生は1回までとし、任用にあたっては、教職大学院を修了し、合格した志願区分の校種、教科の専修免許状が取得できることを、また、令和2年12月25日(金)(必着)までに合格通知書もしくは在学証明書を提出することを条件とする。

また、小学校・中学校志願者に限り、大学院への進学者にもこの特例を適用する。高等学校・特別支援学校・養護教諭・栄養教諭志願者は、教職大学院のみとする。

- (6) 新規大卒者教諭の初任給は、約223,000円が支給される。(教職調整額、義務教育等教員特別手当を含む。ただし、学歴その他採用前の経歴により異なる。)このほかに、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。(令和2年4月現在)

14 その他

- (1) 受検票は、出願締切り後、出願者に送付する。令和2年6月22日(月)までに届かない場合は、義務教育課に照会すること。
 (2) 受理した出願書類は返還しない。
 (3) 本人から請求があれば、第一次検査不通過者については、検査種別得点、合計得点及び順位を、第二次検査については、検査種別得点、合計得点及び順位を開示する。
 (4) 第一次検査通過者は、第二次検査の第二回目(8月12日～14日)に最終学校の成績証明書1通を持参すること。

ただし、通信教育等で2以上の大学を卒業及び卒業見込みの者は、各大学の成績証明書1通を持参すること。大学院修了者及び在学中の者は、さらに大学院の成績証明書1通を持参すること。

- (5) 出願に必要な用紙は、山梨県教育庁義務教育課、高校教育課、各教育事務所、県民センター、市町村(組合)教育委員会、山梨県東京事務所、山梨県大阪事務所及びやまなし暮らし支援センターで配布する。

東京事務所(東京都千代田区平河町二丁目6-3 都道府県会館13階) TEL 03-5212-9033

大阪事務所(大阪府大阪市北区梅田一丁目1 大阪駅前第3ビル21階) TEL 06-6344-5961

やまなし暮らし支援センター *コロナ対応で休館の可能性があるため、事前に電話で確認をすること。

(東京都千代田区有楽町二丁目10-1 東京交通会館5階) TEL 03-6273-4306

- (6) 出願に必要な書類の郵送を希望する者は、140円切手を貼った返信用封筒(角形2号)に、宛先と郵便番号を記入して同封のうえ、山梨県教育庁義務教育課に請求すること。

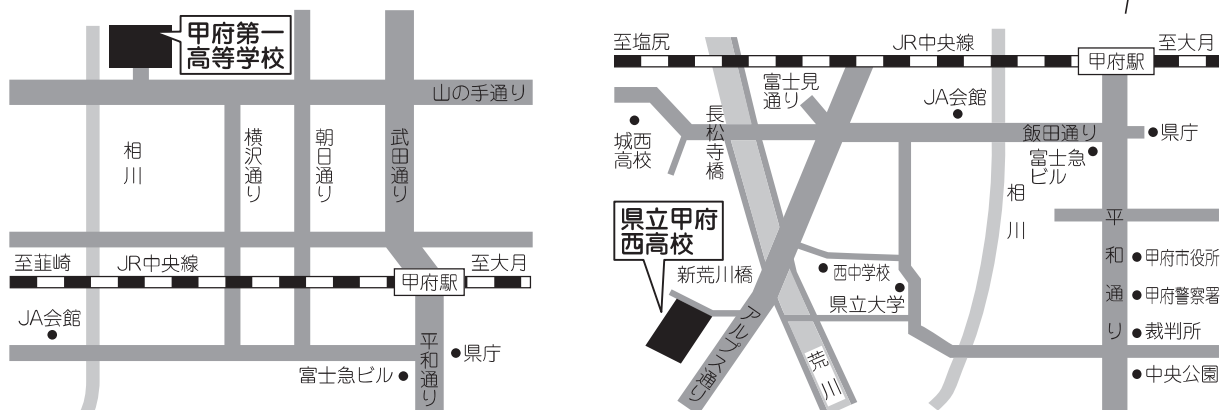
山梨県教育庁義務教育課(〒400-8504 甲府市丸の内一丁目6-1)

TEL (代) (055) 237-1111 内線 8217・8219

- (7) 検査会場においては、ICレコーダー、デジタルカメラ、スマートフォン、携帯電話等、録音・録画・通信・通話のできる機器の使用を禁止する。
 (8) 検査会場への自家用車での来場は禁止する。また、検査会場付近での送迎車の停車は、近隣の迷惑とならないよう配慮する。
 (9) 出願の際提供された個人情報とは、本検査のために使用し、その他の目的では利用しない。
 (10) 新型コロナウイルスの感染状況によっては、検査会場・日程・方法等を変更することもある。変更やそれに係る連絡については、受検票送付時に通知する。また、その後の変更等は山梨県の義務教育課ホームページにて公表するので、随時確認すること。検査当日はマスクの着用等、各自が感染予防対策を行った上で受検するとともに、発熱や体調不良等がみられるときは、自身の健康と他者への感染リスクを考慮し、適切な判断を行うこと。

《 第一次検査会場等までの略図 》

(注意) 検査会場及びその周辺には駐車しないこと。



【甲府第一高校へのアクセス】

【バス】 甲府駅バスターミナル(4番)山宮循環線 甲府一高前下車 約10分+徒歩3分 【徒歩】 甲府駅から約20分

【甲府西高校へのアクセス】

【バス】 甲府駅バスターミナル(4番)敷島 敷島営業所行き 貢川交番前下車 約10分+徒歩5分 【徒歩】 甲府駅から約35分